



令和3年度4月補正予算案

令和3年4月22日

茨城県



新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制や、県民生活や県内産業等への支援などに必要な予算の計上について、スピード感をもって対応。

一般会計補正予算額 294億10百万円

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応分	293億89百万円
① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	204億12百万円
② 県民生活等への支援	88億66百万円
③ 県内産業等への支援	1億11百万円
(2) 県政の課題等への対応分	22百万円

※単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合あり



【R3.4月補正予算額 1,170百万円】

保健福祉部医療局医療人材課医師確保G (029-301-3191)

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等へ特別手当などを支給できるよう、感染症患者の入院を受け入れた医療機関に対し、県独自の応援金を交付します。

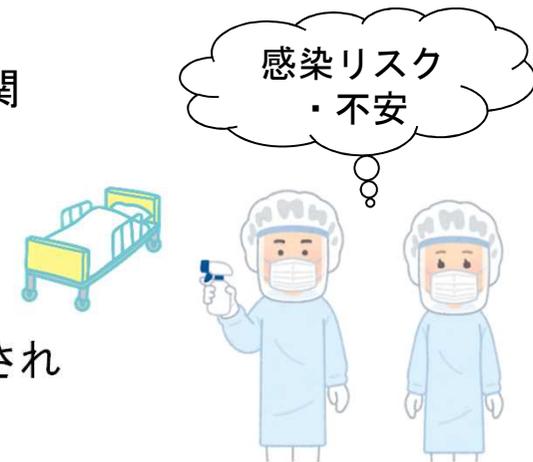
1 交付対象者

新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関

2 交付額

入院患者1人当たり100万円

※ 医療従事者向け優先接種のためのワクチンが十分に供給されるまで継続



■茨城県新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援金の状況 (R3.3.31時点)

・ 県民・企業・団体等からの寄附を活用し、医療機関に応援金として交付

交付決定額：約23億円 (42医療機関)

寄附額：約5億円 (約1,800件) ※寄附の受付は継続実施



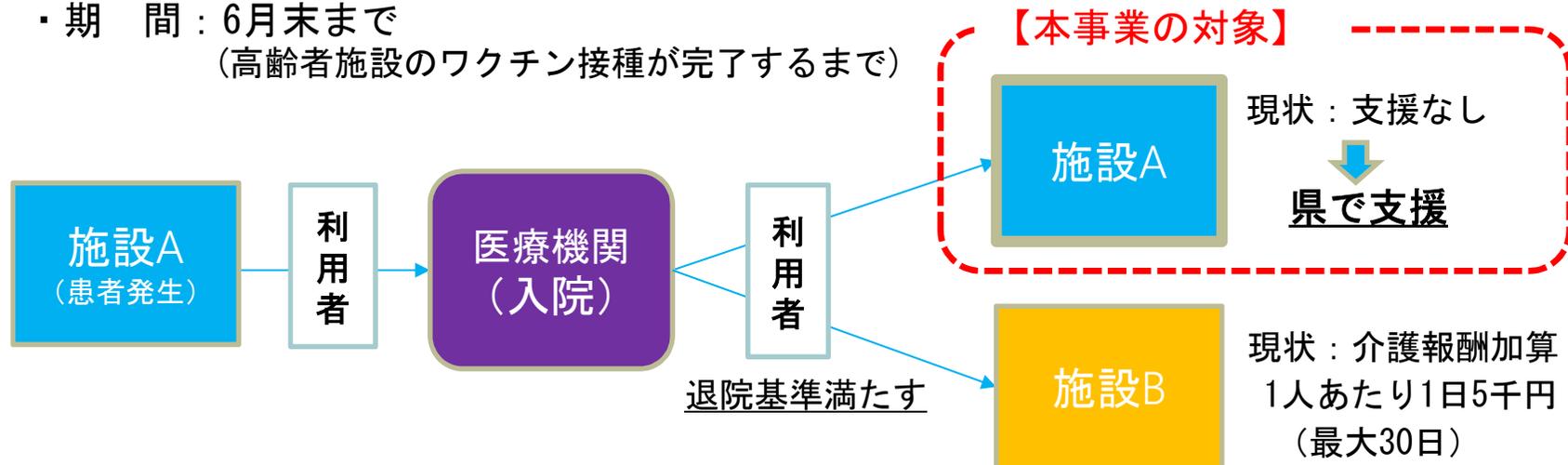
【R3.4月補正予算額 3百万円】

保健福祉部長寿福祉推進課
介護保険指導・監査G（029-301-3343）

医療提供体制の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症に感染した施設利用者が退院基準に到達した後、速やかに受け入れた介護サービス施設に対し協力金を支給します。

○ 患者受入支援

- ・ 内容：入院した施設利用者を退院基準到達後に速やかに受け入れた施設への支援
- ・ 対象：介護サービス施設（入所系施設）
- ・ 交付額：受入1人あたり2万円
- ・ 期間：6月末まで
(高齢者施設のワクチン接種が完了するまで)





【R3.4月補正予算額 18,050百万円】

産業戦略部中小企業課企画G (029-301-3482)

県の営業時間短縮要請に応じた対象施設の事業者には協力金を支給します。

支給額		※ 財源は国が8割、県が2割負担		
区分		年間の売上高 ～3,000万円 (～7.5万円 ^{※1} /日)	3,000万円～1億円 (7.5 ^{※1} ～25万円/日)	1億円～ (25万円～/日)
中小企業 ※2	国の緊急事態地域又は まん延防止等重点地域	3万円	3～10万円 (1日の平均売上高の4割)	10万円
	その他地域 ^{※3}	2.5万円	2.5～7.5万円 (1日の平均売上高の3割)	7.5万円
大企業	国の緊急事態地域又は まん延防止等重点地域	1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円/日・店舗)		
	その他地域 ^{※3}			

※1 その他地域の場合は約8.3万円
 ※2 中小企業であっても、大企業と同様の算定方式を選択可能
 ※3 国の緊急事態地域又はまん延防止等重点地域以外の地域

対象施設

○該当市町村に所在する飲食店のうち、要請期間すべてに協力した事業者
(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)

※ いばらきアマビエちゃんへの事業者登録は支給要件





【R3.4月補正予算額 111百万円】

営業戦略部観光物産課誘客営業G（029-301-3622）

全国に先駆けて「新型コロナウイルス感染症の検査」と「旅行」を紐付けた、新たな旅行スタイルを推進し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ります。

事業概要

- ①支援対象：旅行日の1週間以内に検査（抗原定量検査またはPCR検査）を受診した県民に限定
- ②支援内容：県内の宿泊旅行を割引支援（同一旅行で2泊分まで）

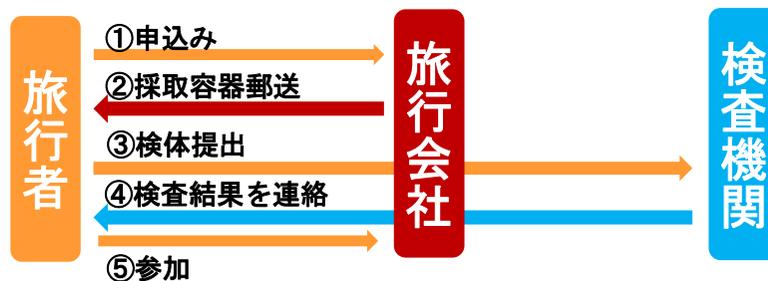
宿泊旅行料金（1人泊当たり）	支援額（1人泊当たり）
1万円以上	1万円
6千円以上1万円未満	6千円

本県のコロナNextステージⅢの状況に近づいた際は停止を検討

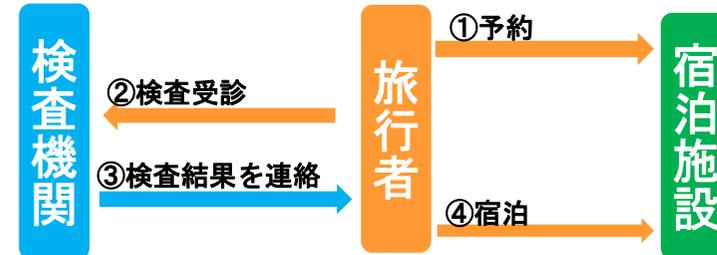
- ③実施時期：4月下旬から予約開始、5月連休明けから5月末まで実施（観光庁の補助事業の期限）

※総事業費：222百万円 [内訳] 今回補正額：111百万円、「めざせ日本一」割（繰越事業）：111百万円

利用方法 <旅行会社が販売するモデルケース>



<宿泊施設が販売するモデルケース>



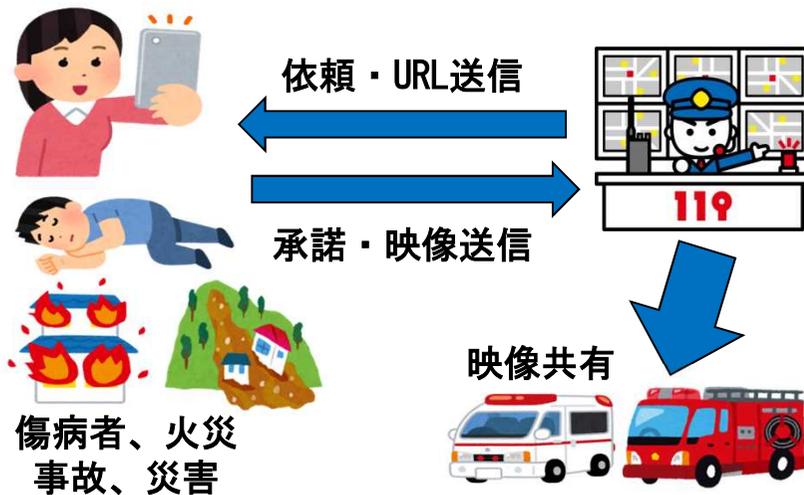


【R3.4月補正予算額 22百万円】

防災・危機管理部消防安全課 消防G (029-301-2873)

通報者からの映像送信により、通信指令員が現場のより詳細な状況を把握することが可能となる「119番映像通報システム」をいばらき消防指令センターに試験的に導入します。

119番映像通報システムの概要



【119番映像通報システム使用の流れ】

- ①通報者が119番通報
- ②通信指令員が119番映像通報システムの使用依頼
- ③通報者が承諾
- ④通信指令員がシステムのURLを通報者に送信
- ⑤通報者がシステムを使用（現場の状況を撮影）
- ⑥通信指令員が現場の状況を映像で把握（活動隊と共有）

事業の内容

○119番映像通報システムをいばらき消防指令センターに試験的に導入

- ・目的：試験的運用の効果や課題等を消防本部等に情報提供し、本格導入を促進。
- ・設置箇所：いばらき消防指令センター：6台
- ・事業期間：令和3年度～令和5年度（3年間）